

競争評価チェックリストの グッドプラクティス

令和8年5月 公正取引委員会経済取引局調整課

グッドプラクティスの選定基準

・以下の①～③のいずれかに該当するもの

- ①競争への影響を定量的に評価している、
又は、事後評価を定量的な指標で実施しているもの
- ②規制の影響が正しく認知され、表記されているもの
- ③代替案と比較して検討を行っているもの

農林水産省「種苗法の一部を改正する法律案」に係るチェックリスト (令和2年3月3日付)

規制の名称 品種登録表示の義務化

規制の概要 登録品種の種苗の利用者が、利用する種苗が登録品種であるか否かについて容易かつ確実に識別できるような取引環境を整備するため措置を講ずることとする。具体的には、登録品種の種苗を業として譲渡する者又は譲渡のための展示若しくは広告を行う者に対して、**登録品種の種苗若しくはその種苗の包装又はその広告に、品種登録表示を付すことを義務付ける。**

選定理由 本件は、登録品種の種苗を業として譲渡する者等に対して、品種登録表示を義務付けるものであることから、登録品種を取り扱う事業者の活動に制限を課すものと考えられる。

農林水産省は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、**本規制は全ての事業者に対して一律に品種登録表示を義務付けるものであり、実質的に事業者の競争状況に影響を及ぼさない、**といった分析や、**本規制は登録品種であるか否かについて適切に識別ができるようにすることで、需要者の品種選択の幅を広げるものである、**といった分析を行い、競争に負の影響を及ぼさないとしていることから、本事例は、規制の影響が正しく認知され、表記されているといえ、**基準②に該当する。**

また、代替案として、品種登録されている旨の伝達及び取引記録の作成・保管を義務付けることで、利用者に正確な情報を行き渡らせるという方法が挙げられている。農林水産省は、規制の事前評価書において、**事業者及び行政の費用負担が本規制よりも大きくなってしまおうと評価した上で、本規制と同様の理由に基づき、競争に負の影響を及ぼさないと結論付けていることから、本事例は、代替案と比較して検討を行っているといえ、基準の③に該当する。**

農林水産省「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律案」に係るチェックリスト (平成30年11月6日付)

規制の名称 GI※産品と誤認させるおそれのある表示に対する規制

※GI（地理的表示）：農林水産物・食品等の名称で、その名称から当該産品の産地を特定でき、産品の品質等の確立した特性が当該産地と結び付いているということを特定できる名称の表示をいう。

規制の概要 日EU・EPA協定第14・25条において、消費者に真正の原産地を誤認させ、あたかもGI産品であるかのごとく示唆する手段について規制対象とすることとされたことに基づき、国内において、**GI産品と誤認させるおそれのある表示をすることを禁止することとし、広告等のサービス分野においてGIを使用するケースについても規制の対象とする。**

選定理由 本件は、商品表示を規制するものであることから、当該商品を取り扱う事業者による広告又は宣伝の方法について制限を課すものと考えられる。

農林水産省は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、GI産品と誤認させるような表示や不正なGI使用を防止することで、**需要者や真正なGI産品の生産者の利益保護につながり、また、結果的にGI産品生産者の生産意欲を増進することにつながる**といった分析を行い、競争に負の影響を及ぼさないとしていることから、本事例は、規制の影響が正しく認知され、表記されているといえ、**基準②に該当する。**

なお、本規制は「国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの」に該当するため、簡素化した規制の事前評価が行われている。そのため、代替案についての検討を省略することが可能であり、競争評価においても代替案との比較は省略されている。

厚生労働省・経済産業省・環境省

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に係るチェックリスト（令和3年2月12日付）

- 規制の名称 製造・輸入・使用を制限する化学物質、輸入を禁止する製品及び基準適合義務・表示義務を課す製品の指定
- 規制の概要 2・2・2-トリクロロ-1-（2-クロロフェニル）-1-（4-クロロフェニル）エタノール及びペルフルオロオクタン酸又はその塩を**第一種特定化学物質に指定**する。そして、ペルフルオロオクタン酸又はその塩が使用されている13製品を**輸入禁止製品に追加**するとともに、既に在庫等の形態で製品として存在しているペルフルオロオクタン酸又はその塩が使用されている消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に**基準適合義務・表示義務を課す**。
- 選定理由 本件は、特定の物質を、製造・輸入に際し経産大臣の許可を要する第一種特定化学物質に新たに指定することから、当該物質を取り扱う事業者の活動に対し制限を課すものと考えられる。
厚生労働省・経済産業省・環境省は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、2・2・2-トリクロロ-1-（2-クロロフェニル）-1-（4-クロロフェニル）エタノールは**過去に国内において当該物質の製造・輸入の実績が確認されておらず**、また、ペルフルオロオクタン酸又はその塩は**令和2年度以降に製造・輸入を予定している事業者が存在しない**ことから、**実質的には事業者の活動が制限されることはない**といった分析を行い、競争に負の影響を及ぼさないとしていることから、本事例は、規制の影響が正しく認知され、表記されているといえ、**基準②に該当する**。
なお、本規制は「国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの」に該当するため、簡素化した規制の事前評価が行われている。そのため、代替案についての検討を省略することが可能であり、競争評価においても代替案との比較は省略されている。

警察庁「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」に係るチェックリスト (令和4年10月14日付)

規制の名称 公告大量破壊兵器関連計画等関係者に対する財産の凍結等の措置（行為の制限等）

規制の内容 公告大量破壊兵器関連計画等関係者を、財産の凍結等の措置の対象に加えることとする。
また、財産の凍結等の措置の実効性を確保する観点から設けられている制度（公告国際テロリストへの立入検査等及び公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令）についても、前記財産の凍結等の措置の対象の追加に伴い、公告大量破壊兵器関連計画等関係者を対象に加えることとする。

選定理由 本規制は、特定の行為について許可制を設定しているものであり、この規制の適用により財産の凍結等の措置の対象となる公告大量破壊兵器関連計画等関係者が当該許可の対象となる行為に係る事業を行っている場合には、この規制の適用により、事業の継続が実質的に不可能となることはあり得る。
したがって、事業者の活動に制限を課すものと考えられる。
警察庁は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、**外形的には事業活動の要件として許認可等を設定するとは考えられないものであっても、その実質的な効果に着目して、「規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。」に対する答えを「はい」としており、本事例は、規制の影響が正しく認知されているといえ、基準②に該当する。**
また、代替案として、公告大量破壊兵器関連計画等関係者を相手方とする行為をしようとする者に対し、特定の財産を処分してその対価の支払を受けること等の特定の取引を行わないよう、努力義務を課する案が挙げられている。警察庁は、規制の事前評価書において、代替案では所定の目標を達成し得ないとした上で、本規制とほぼ同様の理由に基づき、競争に負の影響を及ぼさないと結論付けていることから、本事例は、代替案と比較して検討を行っているといえ、**基準の③に該当する。**

警察庁「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案」に係るチェックリスト (令和4年10月14日付)

規制の名称 公告大量破壊兵器関連計画等関係者に対する財産の凍結等の措置（仮領置）

規制の内容 公告大量破壊兵器関連計画等関係者を、財産の凍結等の措置の対象に加えることとする。
また、財産の凍結等の措置の実効性を確保する観点から設けられている制度（公告国際テロリストへの立入検査等及び公告国際テロリストを相手方とする行為の制限に係る命令）についても、前記財産の凍結等の措置の対象の追加に伴い、公告大量破壊兵器関連計画等関係者を対象に加えることとする。

選定理由 本規制は、特定の財産の一部を仮領置できるとしているものであり、この規制の適用により財産の凍結等の措置の対象となる公告大量破壊兵器関連計画等関係者が当該仮領置の対象となる財産に係る事業を行っている場合には、この規制の適用により、事業の継続が実質的に不可能となることはあり得る。

したがって、事業者の活動に制限を課すものと考えられる。

警察庁は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、**外形的には事業活動の要件として許認可等を設定するとは考えられないものであっても、その実質的な効果に着目して、「規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。」に対する答えを「はい」としており、本事例は、規制の影響が正しく認知されているといえ、基準②に該当する。**

また、代替案として、公告大量破壊兵器関連計画等関係者が所持している一定の財産を提出するよう、努力義務を課す等の案が挙げられている。警察庁は、規制の事前評価書において、代替案では所定の目標を達成し得ないとした上で、本規制とほぼ同様の理由に基づき、競争に負の影響を及ぼさないと結論付けていることから、本事例は、代替案と比較して検討を行っているといえ、**基準の③に該当する。**

公正取引委員会「スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争促進に関する法律案」に係るチェックリスト (令和6年4月25日付)

規制の名称 スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進のための措置の導入

規制の内容 スマートフォンの利用に特に必要な特定のソフトウェア（モバイルOS、アプリストア、ブラウザ、検索エンジン。これらを総称して「特定ソフトウェア」という。）を提供する事業者のうち、**特定ソフトウェアの種類ごとに政令で定める一定規模以上の事業を行う者を規制対象事業者として指定した**（指定を受けた事業者を「指定事業者」という。）**上で、競争促進に関する規制として、以下のものを定める。**

- (1) 事業者の指定
- (2) 指定事業者の禁止行為
- (3) 指定事業者の講ずべき措置
- (4) 指定事業者による報告書の提出

選定理由 本件は、指定事業者の禁止行為等を定めるものであることから、指定事業者の活動に対し制限を課すものと考えられる。

公正取引委員会は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、**既存事業者による参入制限行為を規制することにより、新規参入が促進される**といった分析や、指定事業者に対して、アプリにおいて、ウェブサイト等で販売する商品・役務の価格や、ウェブサイト誘導するリンクを表示することを制限してはならない旨を定める規制は、**アプリ事業者の広告または宣伝の方法等の選択肢を増やすものである**こと、指定事業者に対して、デフォルト設定を簡単な操作によって変更できるよう措置を講じなければならない旨を定める規制は、**一般利用者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を増やすものである**ことから、**本規制は競争促進的なものである**といった分析を行い、競争に負の影響を及ぼさないとしていることから、本事例は、規制の影響が正しく認知され、表記されているといえ、**基準②に該当する。**

国土交通省「船員法等の一部を改正する法律案」に係るチェックリスト (令和7年3月28日付)

■ 規制の名称 海上労働の安全衛生に関する基本訓練の義務付け（船員法第81条の2・第81条の3関係）

■ 規制の内容 船舶所有者に対し、
①船員と雇入契約を締結したときは、基本訓練を実施しなければならないこと
②船員と特定雇入契約（遠洋区域を航行区域とする船舶等において船長等の職務を行う旨を定めた雇入契約をいう。）の締結または特定雇入契約以外の雇入契約の特定雇入契約への変更をしたときは、遅滞なく、当該船員に、生存技術及び消化技術に関する実技講習を受けさせなければならないこととし、実技講習の修了後5年を経過したときは、当該船員に実技講習を再度受けさせなければならないこととする。
また、**当該講習の水準を担保するため、講習機関の登録制度を創設することとする。**

■ 選定理由 本件は、実技講習実施機関の登録制度を創設するものであることから、実技講習実施機関の活動に対し制限を課すものと考えられる。

国土交通省は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、実技講習実施機関の登録制度の創設について、「規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。」に対して「はい」と回答し、また、船舶所有者に対し、実技講習を受けさせる機関の選択肢を制限する（登録を受けた当該機関のみ利用できる）ことから「規制が、需要者が利用できる商品・役務の情報・選択肢を制限するか」に対して「はい」と回答している。その上で、**本規制は、国際条約の要求する訓練の水準担保等のために最低限求める必要のある基準しか設定していないため、国際条約対応の訓練を実施する能力があるにもかかわらず登録を受けられず、市場参入できないような事業者が想定されないことから、競争への影響は軽微であると分析しており、本事例は、規制の影響が正しく認知され、表記されているといえ、基準②に該当する。**

なお、本規制は、「国際条約批准に伴う規制であって、その内容に裁量余地のないもの」に該当するため、簡素化した規制の事前評価が行われている。そのため、代替案についての検討を省略することが可能であり、競争評価においても代替案との比較は省略されている。

厚生労働省「毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案」に係るチェックリスト (令和7年7月22日付)

- 規制の名称 毒物及び劇物指定令の一部改正（劇物への新規指定）
- 規制の内容 毒物及び劇物取締法の規定に基づく毒物及び劇物指定令において、4-[2-(4-tert-ブチルフェニル)エトキシ]キナゾリン（別名フェナザキン）及びこれを含有する製剤を劇物に追加する。同法は、同法に定める劇物につき、
 - ①毒物又は劇物の製造業又は輸入業の登録を受けた者でなければ、販売又は授与の目的で、製造又は輸入してはならない旨、
 - ②毒物又は劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、販売し、授与し、又はこれらの目的で貯蔵し、運搬し、陳列してはならない旨、
 - ③毒物劇物営業者等は、毒物及び劇物取締法に規定する表示をしなければならない旨等を定めている。
- 選定理由 本件は、新規に特定の物質を劇物に追加するものであることから、当該物質を製造、輸入又は販売する事業者の活動に対し制限を課すものと考えられる。
厚生労働省は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、上記物質を劇物として新規に指定することについて、製造、輸入又は販売する場合に登録が必要であることから、「規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。」に対して「はい」と回答している。加えて、営業者及び劇物を取り扱う者に対し、劇物の盗難又は紛失、外部への流出を防ぐのに必要な措置を講じさせる（設備等を整えるためのコストが発生する）ことから、「規制が、既存事業者と比べて新規参入者に対してより大きいコストを負担させるか、又は新規参入に際して負担が生じ退出する際に回収できないコストが発生させるか」に対して「はい」と回答している。その上で、本規制で劇物に指定をする物質は、事業者において複数の劇物を取り扱うことが一般的であるために、許認可等の設定や新規参入者に対するコストは特異的に競争に負の影響を及ぼすことはない」と分析している。したがって、本事例は、規制の影響が正しく認知され、表記されているといえ、基準②に該当する。

経済産業省「輸出貿易管理令の一部を改正する政令案」に係るチェックリスト（令和7年8月20日付）

規制の名称 輸出に当たり承認が必要な貨物への新規指定

規制の内容 本規制は、1972年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の1996年の議定書（以下「**ロンドン議定書**」という。）の2009年の改正によって、二酸化炭素を隔離するための二酸化炭素の回収工程から生じ、海底下の地層への処分（貯留）を目的とする二酸化炭素を含んだガス（以下「**二酸化炭素を含んだガス**」という。）の輸出が一定の条件の下で可能となったことに伴い、これを法的に担保するため、輸出貿易管理令において、**輸出に当たり承認が必要な貨物に、二酸化炭素を含んだガスを新規に追加する。**

選定理由 本件は、ロンドン議定書に基づき、経済産業大臣の承認を受けなければならない貨物に新規に二酸化炭素を含んだガスを追加するものであることから、二酸化炭素を含んだガスを輸出する事業者の活動に対し制限を課すものと考えられる。

経済産業省は、当該制限による競争への影響について定量的に評価は行っていないものの、二酸化炭素を含んだガスの輸出について、経済産業大臣の承認を受けなければならないことから、「規制が、事業活動の要件として許認可等を設定するか。」に対して「はい」と回答している。また、ロンドン議定書では、海底下の地層への処分を行うに当たっては、二酸化炭素を含んだガスが「極めて高い割合で二酸化炭素から構成されている」こと等が必要であり、本規制においても、その基準を満たす二酸化炭素を含んだガスの輸出を承認することから、「規制が、事業者が供給する商品・役務の種類、品質、性能、規格等を制限するか」に対して「はい」と回答している。その上で、**本規制はロンドン議定書に基づき二酸化炭素を含んだガスの輸出を行おうとする全ての者に課される規制であり、特定の事業者が規制を回避することができないようにすることで、事業者間の公正な競争を確保するものであるため、競争に負の影響を及ぼすことはない**と分析している。したがって、本事例は、規制の影響が正しく認知され、表記されているといえ、**基準②に該当する。**

※ グッドプラクティスのように、適切かつ効果的に競争評価を実施している規制がある一方で、以下のような点について適切に実施できていない規制も見受けられる。

グッドプラクティスの規制を参考に、適切かつ効果的な競争評価の実施が望まれる。

- 規制ごとに競争評価チェックリストを作成していない、古い様式を使用しているなど、形式的な誤りを犯していた。
- 競争評価チェックリストにおいては競争制限的な可能性があると記載している一方で、規制の事前評価書においては競争に負の影響を与えないとしていた。